

(写)

龍ヶ崎市学区審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第7号

龍ヶ崎市学区審議会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市学区審議会条例（昭和54年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置及び名称)</p> <p>第1条 市立学校<u>（龍ヶ崎市立学校設置条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第29号）の規定により設置する学校をいう。以下同じ。）</u>の通学区域の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の諮問機関として、龍ヶ崎市学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会の諮問に応じ、市立学校の通学区域に関する事項について審議し、教育委員会に答申する。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>市立学校の校長</u>(2) <u>市立学校のPTAの役員</u>(3) 省 略(4) <u>学識経験者</u>(5) 省 略	<p>(設置及び名称)</p> <p>第1条 市立学校通学区域の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の諮問機関として、龍ヶ崎市学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>市立小中学校長</u>(2) <u>市立小中学校P. T. Aの役員</u>(3) 省 略(4) <u>知識経験者</u>(5) 省 略

第4条
第5条
第6条
第7条
第8条

} 省 略

第3条
第4条
第5条
第6条
第7条

} 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。